



LOMA LINDA UNIVERSITY
BEHAVIORAL MEDICINE CENTER
運営方針

カテゴリー:	財務管理	コード:	BC-55
件名:	請求および集金 [□]	発効:	2017年12月
		交換:	新規
		ページ:	1/5

1. 目的

1.1. 本方針を、Loma Linda University Behavioral Medicine Center (“LLUBMC”) へ、資金支援方針 (Financial Assistance Policy, FAP) とともに適用します。これは、該当する連邦、州、地域法の要件を満たすためのもので、これには1986年の内国歳入法 (Internal Revenue Code, IRC) の第501(r)節とその下の法令類が、もれなく含まれます。本方針は、LLUBMC が提供した医療行為に支払いがなかった場合に取りられる対応、例えば特別集金行為 (Extraordinary Collection Actions, ECA) について制定しています。LLUBMC は、緊急や医療的に必要な行為を支払い能力に基づき拒否することはありません。本方針の背景となる指導原則は、担当するすべての患者と個人を、尊厳と尊敬をもって平等に処置し、適切な請求および集金手順が統一して守られ、患者アカウントの全部または一部の支払いに責任のある個人が、FAPの下支援を受ける資格があるか否かの決定のために、妥当な努力をすることを保証することです。

2. 方針

2.1. LLUBMC は、保険加入および未加入患者が支払い義務を満たす支援をし、一貫して準拠した患者への請求および集金を、FAP の下支援を受ける資格があるすべての患者へ適用することを約束しています。

3. 手順

3.1. LLUBMC は、患者が LLUBMC FAP の下、支援を受ける資格があるか否かを決定する妥当な努力をする前に、直接的にしる認可ベンダー経由にしる、ECA を実施することはありません。

3.2. 患者または保証人 (以下、「患者」と言います) は、正しい郵便住所と電話番号を、サービス提供時または引っ越した際に提供する義務があります。アカウントに有効な住所または電話番号がなければ、サービス提供の決定に影響する場合があります。

3.3. 保険加入患者には、儀礼上、最初の請求は加入保険会社に行ってもらいます。第二、そして、または、第三支払人は、LLUBMC や認定ベンダーが登

カテゴリー: 財務管理

コード: BC-55

件名: 請求および集金[□]

ページ: 2/5

録した請求を、患者の代わりに、請求を第一保険支払人が処理した後に、受け取ります。保険未加入患者は、LLUBMC より直接請求を受けます。

- 3.4. 第二および第三の請求処理の両方が一旦なされたら、加入もしくは未加入のすべてのアカウントの LLUBMC へ支払う患者の残金の集金処理が終了します。
- a. LLUBMC またはその認定ベンダーは、退院後の医療行為に対する請求明細書の発行時の日付から 150 日経過するまでは、かつ、患者が FAP の下支援を受ける資格があるか否かの決定のために妥当な努力をするまでは、ECA を実施しません。
 - b. LLUBMC またはその認定ベンダーは、患者に四（4）通の請求明細書を、郵便で送付し、これには資金支援が利用できることについての通知が含まれ、また、LLUBMC またはその認定ベンダーが、FAP について患者に通知するための電話を一（1）度かけます。
 - c. ECA を開始する三十（30）日前までに、LLUBMC またはその認定ベンダーは、以下を行います。
 - 1) 患者に、医療行為に対する支払いを得るために開始する、ECA LLUBMC の通知を行う。
 - 2) 患者に、FAP の簡単説明サマリーを提供する。
 - 3) 最後にわかっている電話番号に電話し、患者に口頭で連絡する試みを行う。
 - d. 支払いが行われず、患者に資金支援が受けられる旨について通知する妥当な努力がなされた後に、LLUBMC またはその認定ベンダーは、最初の退院後の請求書の日付から 150 日後に集金を始めます。
 - e. 完全に記入された資金支援申請書（Financial Assistance Application, FAA）が申請期間内に受領された場合は、LLUBMC は、ECA を保留し、患者が FAP の下支援を受ける資格があるか否かの決定を行います。不完全な FAA が申請期間内に届いた場合は、ECA の保留は三十（30）日未満となり、LLUBMC は、FAA が不完全であれば ECA が開始または再開される可能性があることを、患者に書面で通知します。次の場合、集金を再開します。
 - (i) 部分的な調整が生じた。
 - (ii) 患者が資金支援プロセスに協力しなかった。
 - (iii) 患者に資金支援を受ける資格がない。

カテゴリー: 財務管理

コード: BC-55

件名: 請求および集金[□]

ページ: 3/5

f. 第三者ベンダーまたは集金代行業者により、患者が LLUBMC の資金支援資格基準に適合すると判断した場合は、患者のアカウントは資金支援用と見なされる場合があります。ECA の保留は三十 (30) 日未満となり、LLUBMC は、FAA が不完全であれば ECA が開始または再開される可能性があることを、患者に書面で通知します。次の場合、集金を再開します。(i) 部分的な調整が生じた。(ii) 患者が資金支援プロセスに協力しなかった。(iii) 患者に資金支援を受ける資格がない。

3.5. 患者は、集金周期のいつでも、LLUBMC FAP による資金支援検討のために、財務情報を提出できます。第三者支払人から利用可能な支援および支払いをすでに利用し終わってから、かかる支援を検討する必要があります。

3.6. 患者は、LLUBMC ウェブサイトで励ましを受け、支払いを完全にできない場合は、LLUBMC FAP と支払い手配をするためのやり取りを行います。

4. 請求および集金方針を公開する方法

4.1. 請求および集金方針、資金支援方針 (FAP)、FAP への簡単説明サマリー、資金支援申請書 (FAA) を広く公開し、次の方法で取得可能にします。

4.2. 次の LLUBMC ウェブサイトからオンラインで。
<https://medical-center.lomalindahealth.org/financial-assistance#llubmc>

4.3. 電話で : LLUBMC カスタマーサービス(909) 651-4177

4.4. 郵送で : LLUBMC Customer Service, P.O. Box 700, Loma Linda, CA 92354

4.5. 郵送の場合は、すべての LLUBMC 病院の救急部門、入院病棟と事務局にある用紙または冊子に署名をし、その病院の地域に該当する言語で記入します。

4.6. 対面で、ファイナンシャルカウンセラーが、必要に応じて、LLUBMC 病院で患者と面談し、該当する場合は、指名スタッフと話し合います。

4.7. 請求明細書に、資金支援について質問をするための電話番号を記入します。

5. 定義

カテゴリー: 財務管理

コード: BC-55

ページ: 4/5

件名: 請求および集金[□]

- 5.1. 「申請期間」とは、個人が資金支援を申し込める期間を言います。申請期間は、LLUBMCが個人に最初の請求書を郵送で送るか電子的に提供してから240日後に終了しますが、特別な状況の場合はLLUBMCが延長する場合があります。
- 5.2. 「認定ベンダー」とは、ベンダーで、LLUBMC が、患者の支払合計額について、手紙、通知、請求書、明細を患者のために作成および送付するために、また未払いの請求書について、患者に連絡を取ります。
- 5.3. 「特別集金行為 (ECA)」とは、LLUBMC が、LLUBMC の資金支援方針の下、対象となった医療行為の請求書の支払いを得ることにに関して、個人に対して取る行為を言い、次を含む場合があります。(a) 連邦法で明確に提供される場合を除き、個人の債務を他の当事者に売却すること。(b) 個人に対する不利な情報を消費者信用調査所に報告すること。(c) 連邦法で特定された、法的手続きまたは裁判手続きを必要とする特定の行為。具体的には、抵当権、不動産の受け戻し権喪失、差し押さえ/没収、民事訴訟の開始、個人を差し押さえ令状や給与差し押さえの対象とするなどの措置が含まれます。州法により、病院には、個人が病院で怪我の治療を受けた場合、判決、和解、示談によってその個人（または代理人）に支払われる金額に対して留保を行使できる権利がありますが、これは ECA には含まれません。
- 5.4. 「資金支援方針」とは、LLUBMC が、資金支援、特に LLUBMC FAP が必要な、資金支援を受ける資格がある患者のために制定した方針を言います。
- 5.5. 「内国歳入コード (Internal Revenue Code) 501(r)」は、慈善病院に適用される規則を含みます。
- 5.6. 「医学的に必要な医療」とは、カリフォルニア州福祉法典 14059.5 条 (California Welfare & Institutions Code §14059.5) により定義された医療サービスです。妥当で生命保護のために、重病や障害、もしくは苦痛緩和のために必要であり、医学的に必要なサービスです。医学的に有効な代替治療が利用可能な独自のサービスは、この定義から除外されます。次のような例があります。1) 美容整形、2) 不妊治療、3) 視力矯正、4) プロトン療法、5) ロボット支援、6) 義肢装具/人工装具、7) 代理妊娠、8) 患者の緩和や便利性を主としたその他のサービス。
- 5.7. 「簡単説明サマリー」とは、読みやすく、わかりやすく、使いやすい資金支援方針のまとめを言います。

カテゴリー: 財務管理

コード: BC-55

件名: 請求および集金[□]

ページ: 5/5

6. 相互参照規定

6.1. LLUBMC資金支援方針 (LLUBMC Financial Assistance Policy)

承認済み:管理委員会;LLUBMC 最高経営責任者;LLUBMC 財務上級本部長;LLUBMC Board 取締役会